

## 令和6年度(2024年度)第1回熊本県文化財保護審議会議事録

- 
- 1 日 時：令和6年(2024年)7月26日(金)午前9時半から午前11時半まで
  - 2 場 所：熊本県庁行政棟本館 5階 審議会室
  - 3 出席者：伊東会長、小畑副会長、森山委員、小粥委員、大森委員、五島委員、前川委員、稲葉委員、小川委員、中西委員、山崎委員、竹原委員(リモート)、山下委員、杉井委員、藤田委員(リモート)、田中委員
  - 4 欠席者：副島委員
  - 5 議 事：1 開会  
2 教育総務局長あいさつ  
3 委員紹介  
4 会長・副会長選出  
5 議題  
(1)報告事項  
(2)協議事項
- 

### 1 開会

### 2 教育総務局長あいさつ

### 3 委員紹介

### 4 会長・副会長選出

互選により以下の2名を選出。

会 長 伊東 龍一 委員

副会長 小畑 弘己 委員

### 5 議題

#### (伊東会長)

では、議事に入ります。まず、議事の公開・非公開についてお諮りいたします。これについて事務局から御説明お願いいたします。

#### (事務局)

議事の公開・非公開について御説明します。議事(1)報告事項は公開、議事(2)協議事項は個人情報等が含まれることから、審議会等の会議の公開に関する指針第3、公開の基準に基づき、非公開とすることをお諮りいたします。

(伊東会長)

事務局からの提案について、御意見はありますか。

(異議なし)

では、事務局の提案のとおり議事(1)報告事項は公開、議事(2)協議事項は非公開といたします。

(1)報告事項

(伊東会長)

それでは、議事(1)報告事項に入ります。報告事項のアからウについて事務局よりまとめて説明をお願いします。

(事務局)

資料に基づき事務局より説明

(伊東会長)

ただ今の報告について御意見・御質問をお願いします。

(山下委員)

祭り・行事調査を全県的に行われるということですが、本当に必要なことだと思います。大変だと思いますが、是非頑張ってください。

祭り・行事調査を行うことは確かに意味があり、記録に残るということがあると思うが、一方でさらにそれを県として文化財に認定するような制度が必要ではないかと思います。ただ、指定だけでは非常にハードルが高いので、登録文化財や記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財等が国には用意されています。この先どうなるか分からないが、貴重な文化財だからきちんと記録を残すべき文化財であるということを県が認めることで地域の祭り・行事というのは本人たちの意味付けが大きく変わってくると思います。条例等を検討する必要があると思いますが、そういった制度の導入を短期的には無理でも長期的に御検討いただきたいと思います。

(伊東会長)

事務局、いかがでしょうか。

(事務局)

御指摘のとおり、祭り・行事等を文化財として保存していくことは非常に大きな意義があると思います。これらの保存についてはこれまでいろいろと検討してまいりましたが、県での制度設計には今のところ至っておりません。今回いただいた御意見を踏まえ検討していきたいと思います。現状では国の制度を十分に活用して保護を図るところから進めていきたいと思っています。

(伊東会長)

他にいかがでしょうか。

(森山委員)

12ページの能登半島地震について、文化財ドクター事業には県として何か関係していますか。

(事務局)

文化財ドクター事業については、国から直接建築士会等に依頼しており、熊本県が直接関わるような仕組みにはなっておりません。

(伊東会長)

他にいかがでしょうか。

(杉井委員)

5点あります。まず、1点目は、熊本地震で被災した古墳の復旧に関わっているので補足です。今年度、永安寺東古墳が復旧予定ということですが、これは墳丘のことで石室の被災箇所は現状維持のままです。その辺は正確にされた方がいいと思います。

2点目は、永安寺東古墳のように1つの古墳で2つの対応がとられる場合は、表2でどう数えているのか教えてください。

3点目は、大野窟古墳も復旧と現状維持の両者になっていますが、それをどう数えているのか教えてください。

また、大野窟古墳に関しては復旧事業の報告書が刊行されていないので、報告書を出すよう県からうまく働きかけていただきたいというのが4点目です。

5点目として、能登半島地震に関して自治体からのレスキュー派遣はどのルートで依頼され、どういう形で行っているのか、出張費等がどこから出ているのか、その辺を教えてください。

(事務局)

まず、古墳について2点お答えします。永安寺東古墳に関しましては、墳丘と石室2つの取組ということで正確に記載したいと思います。

そして大野窟古墳の報告書についても、県からしっかりフォローしていきたいと思っております。古墳復旧の数え方については後ほど担当から御説明します。

能登半島地震のレスキュー事業に係る依頼については、13ページ、図2をご覧ください。事業全体の主体は左上の「文化庁」で、右上の「国立文化財機構」に事業を委託しています。実際には国立文化財機構が事業の実務を担っており、経費はこちらから支出されます。

レスキュー事業の形態は、「国立文化財機構」が「被災文化財等救援委員会」を設置し、同委員会の事務局は奈良県にある文化財防災センター、そして構成員が文化遺産防災ネットワーク推進会議参画団体になります。12ページにあるとおり、国立文化財機構から日本民俗学会までの27の団体が構成員になっており、事務局の文化財防災センターから、この27団体に対して募集があります。自治体は参画団体の構成員ではありませんので、各構成員の団体、例えば九州各県は下から2行目に線を引いております九州・山口ミュージアム連携事業実行委員会に対して依頼があり、その事務局である長崎県から九州各県に依頼があり、何段階かを経て我々のところに募集がっております。なお、市町村はレスキュー事業の募集要員に入っておりません。

(杉井委員)

全国47都道府県に文化財レスキューの隊員派遣の依頼が出されているという訳ではないということが分かりました。

(事務局)

古墳の復旧の数についてですが、永安寺東古墳の場合は委員がおっしゃったように、墳丘は一旦完了になりますけれども、石室については現状維持ということになります。そのため、表に記載する場合は、現在は「未復旧」の国指定のところに挙げていますが、墳丘の復旧は完了するものの石室の内部がまだ現状維持ということになりますので、今年度の事業完了後は「経過観察・現状維持」に数値としてあがってくるということになります。

(杉井委員)

そうすると、「復旧済」のところはずっと数は増えないということですか。

(事務局)

現在、「復旧済」になっている国指定の1件はオブサン古墳のことですが、これは羨道部の壊れた部分が完全に復旧しているため「復旧済」としています。他の古墳については「現状維持・経過観察」に計上しています。ただ、取扱いとしては、「復旧済」と「経過観察・現状維持」は同じような位置付けと言いますか、現状維持はするが事業としては一旦終了という位置付けで考えています。

(伊東会長)

他にいかがでしょうか。

(山崎委員)

大綱に基づいた取組をたくさん熱心にしていただき本当にありがとうございます。その中で20ページ、表25 出前授業実施校数一覧ということで取り組んでおられますが、私が勤務する博物館もこういった地震の災害の大きいことを学ぶ場所として取り組んでいきたいと考えているので、近くで出前授業を行う際には、是非見学に行きたいと思っておりますので、もし八代でまた開催することがあれば教えていただきたいと思っています。

(事務局)

八代地域でこれからも開催いたしますので、御連絡します。また、表25では今のところ県内16の小中学校で開催予定としておりますが、追加募集をかけ始めます。そのため開催校数も今後変わりますので、八代地域周辺で行われる際はその辺も含めて御連絡させていただきたいと思っております。

(伊東会長)

他にいかがでしょうか。

(森山委員)

8ページの上、これは7月豪雨の話です。国登録有形文化財の「令和4年度(2022年度)に文化庁文化財調査官が現地調査に入って・・・」と書かれてあり、その件数が挙がっていますが、この中には八代市坂本町の旅館は入っていると思っておりますか。

(事務局)

御質問いただいた旅館については、調査官に現地を見ていただいておりますが、今回のこの件数の中には入っておりません。ただ、調査官から見ていただいた際に良い評価をいただいております。旅館周辺の嵩上げ等が進んでおりますが、工事が終わりましたら登録に是非持っていきたいと考えております。

(森山委員)

ちょうど嵩上げ工事中で建物を吊り上げるような状況になっており、一旦修復して、当時、見ていただいた時にもう1度はずしてというような状況になっているということです。現状の報告とさせていただきます。

(伊東会長)

リモートの藤田委員をお願いします。

(藤田委員(リモート))

私から2点質問があります。1点目は21ページから22ページの地域計画の取組について、22ページの令和6年度(2024年度)の取組予定のところ、作成に係る支援には補助金手続きを含むということになっていますが、この財源は県が出すのでしょうか。それとも国(文化庁)が補助金を交付し、基礎自治体に作成を促しているということでしょうか。

これは全国的に地域計画の策定を進めているのか、それとも県が特に力を入れて策定推進に取り組んでいるのか、どちらの側面が強いのか教えてください。

(事務局)

地域計画については、全国的な流れとして基礎自治体に策定を促しているところで、国からの動きになっています。県では、この補助金の手続きに関する支援や各自治体が設けている地域計画を作成するための協議会への職員派遣等いろいろと支援をしています。補助金は、国の補助金です。

(藤田委員(リモート))

地域計画の策定には、基礎自治体の中の職員や有識者、県の職員が関わっていて、それにプラスして県文化財保護審議会委員が積極的に入っていくということもありますか。

(事務局)

地域計画の策定にあたっては、それぞれの自治体で協議会を設けており、その協議会に県文化財保護審議会委員が入っている自治体もあります。こういった方を協議会の委員として選ぶかは各自治体で決めています。

(藤田委員(リモート))

各基礎自治体の文化財に対する関心が集まるという地域計画を策定するプロセス自体も価値があるなと思って質問させていただきました。

もう1点は19ページ「(b) 悉皆調査の実施」祭り・行事調査ですが、こちらでも大変すばらしい取組だと思います。調査における行事については、何かしらの定義や条件をあらかじめ設定して調査が始まるのか、それともまずは地域の状況を制限なく地域の方が行事と思うものを全て収集し、そこから検討・選択するのでしょうか。祭りというところある程度想像できるが、行事の中にはかなり幅広いものが含まれる可能性があると思うので教えてください。

(事務局)

祭り・行事調査については調査に関する委員会を設けています。その委員会で文化庁からどういうものが祭り・行事にあたるかテーマが事前に示されています。あわせて熊本県独自のテーマを設定するように文化庁から指導を受けております。県独自のテーマを調査委員会に諮り、それを調査員に示し、それをリストアップしていきます。

(藤田委員(リモート))

具体的には何か歴史性があるもしくは古くからやっているなど、そういう決まりがありますか。

(事務局)

祭り・行事調査という名前だけを見ると難しいかもしれませんが、民俗資料11分類の中の信仰に係る部分プラス年中行事にかかる部分を対象にする調査です。国庫補助事業として平成5年(1993年)から各都道府県で進められています。こういったものが対象になるかについては、先ほど説明があったように文化庁が全国共通のテーマを示しています。それに該当する例えばどんどや等を拾っていく調査ですので、ある程度具体的にこういったものが対象になるかというのは例示ができると思います。

時代的には昭和初期に始められたものは除外すると文化庁から聞いていますので、それより古いものが基本的に対象になると思います。加えまして家庭単位で行

われている祭り・行事、要するに家の行事も除外すると文化庁から聞いております。集落単位で行われている神社の例祭やあとは先ほど申し上げたどんどややモグラ打ちというものが対象になってきます。

(藤田委員(リモート))

大変よく分かりました。経過や結果を楽しみにしております。

(伊東会長)

他にいかがでしょうか。

(小畑副会長)

文化財に関わる仕事というのは今いろいろな新しい問題が出てきていて、さらに防災や復旧、さらに調査もしなくてはいけないという中で熊本県は自治体が多いところだと聞いています。自治体に専門的な教育を受けた方もしくはそれに相当する経験のある方というのは、一体何割いるのでしょうか。また、充足率というかそれに対して県はどのような対策をとろうとされているのでしょうか。例えば、専門職がない市町村に対してです。先ほどのような地域計画等を作らなくてはならない時にそういう人が必要だと思いますが、いかがでしょうか。

(事務局)

専門職員の配置率は現在8割程度です。ただし、専門職がいる市町村の中でも人数が少ないというところもありますので、そういうところにはやはり積極的に県から関わりを持ちたいと思っています。

そして先ほどの地域計画等についても、作成し進めていくことが市町村の文化財行政のスタートという考え方もありますので、特に地域計画の作成については、こちらから後押しをして進めていっている状況です。

(小畑副会長)

地域計画をテコに自治体に人を入れるなど専門職員の採用をプッシュするようなことは積極的にやられているのでしょうか。

(事務局)

我々としては、やはり市町村に専門職員が不在というのは、文化財行政としてはやや不安な面がありますので、そういうところには機会がある度にお声掛けをしています。

(大森委員)

22ページの地域計画について、多良木町が認定され、水俣市と南阿蘇村が策定中ということですが、地域計画の作成は最初の文化財の指定・未指定に関わらず行う悉皆調査が、どこもすごく大変だと思っています。歴史文化基本構想を作っているところにとってはそれを利用すればいいので、すごく取り組みやすいと思います。県内でこの歴史文化基本構想を策定している市町村がどれくらいあるのか教えてください。把握されてなかったら結構ですが、こういった取組をされている市町村がどれくらいあるのか教えてください。

(事務局)

現在、熊本県内で歴史文化基本構想を策定しているのは今回認定を受けた多良木町と八代市の2つです。現在地域計画策定中の水俣市や南阿蘇村は、調査もあり3ヵ年計画で取り組んでいます。

(大森委員)

わかりました。

(伊東会長)

委員の方々、それぞれよろしいでしょうか。

これで報告事項を終わります。

それでは報告事項が終わりましたので、諮問事項に入ります。

審議内容に個人情報が含まれますので、報道関係の方は退出をお願いします。

.....(以下、非公開).....